

景観計画の改正について

内容

1. 景観審議会・景観計画とは
2. 第14回景観審議会会議録確認
3. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加
 - ①概要
 - ②理由・解説
 - ③実効性の確保
4. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設
 - ①概要
 - ②理由・解説
 - ③実効性の確保
5. その他更新箇所について

1. 景観審議会・景観計画とは

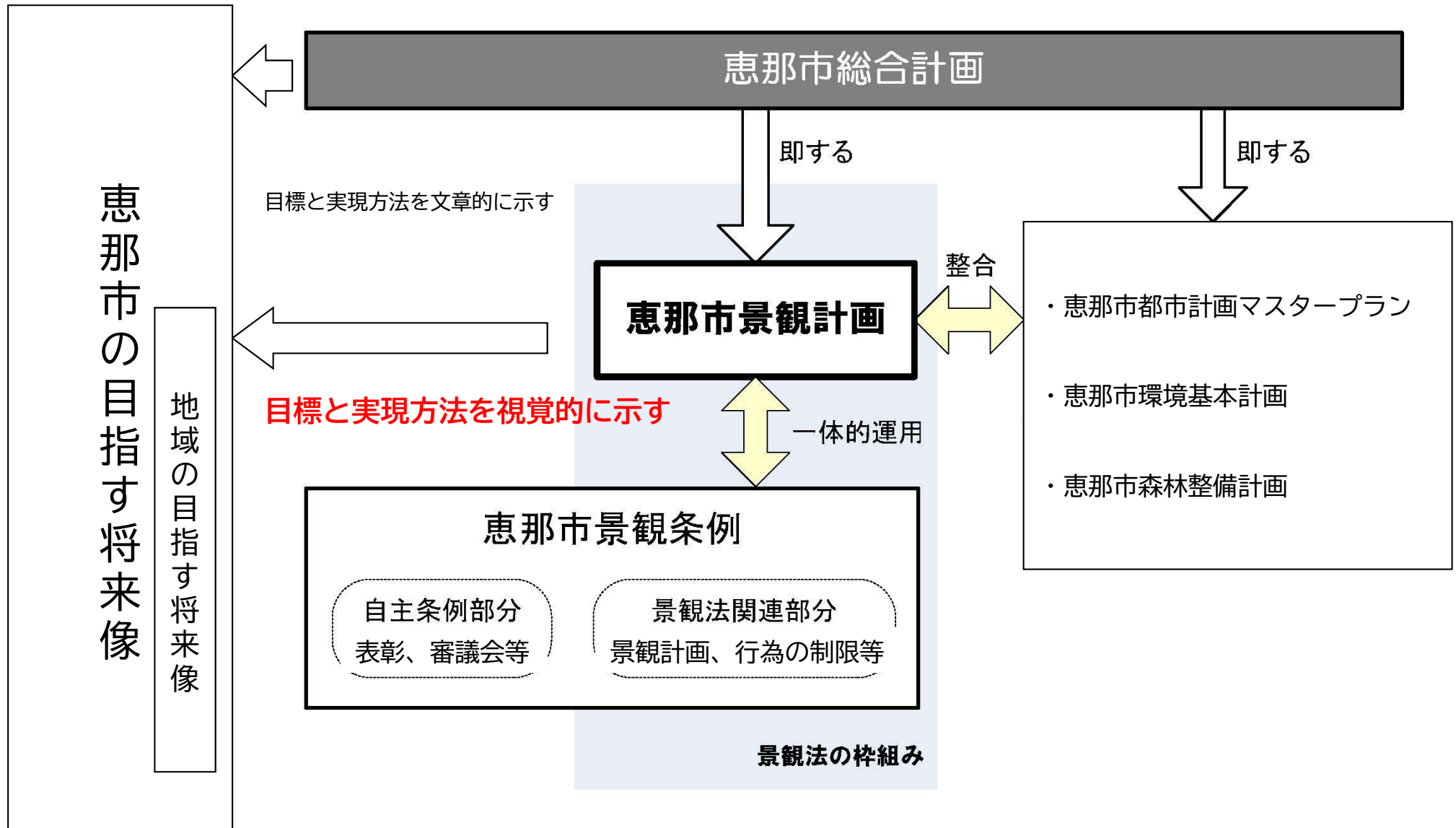
■ 景観審議会

- 設立：平成24年4月
- 設置目的
 - 良好な景観の形成に必要な事項を調査又は審議
 - 良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べる
- 景観計画を基礎として、計14回の審議会を開催（平成24年～令和4年）
- 景観計画では策定から10年後を目途に見直しを検討することとしており、前回の審議会では景観計画見直し案の作成途中。

■ 恵那市景観計画

- 策定：平成24年3月
- 景観計画とは、景観法に基づいて策定する計画。景観計画区域、景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定める。
- 恵那市景観計画は、恵那市総合計画に即したものであり且つ、恵那市都市計画マスタープランなどの他の計画と整合性をとった計画となっている。
- 目指す景観：山、農地、里、まちのつながりを大切にし、そこでの人々の暮らしが見える風景
- 「目指す景観」を達成するために5つの基本方針を定める。
- **見直し案：太陽光発電設備届出規定新設、景観重要建造物等追加**

1. 景観審議会・景観計画とは



※恵那市景観計画（H24.3策定）から抜粋

1. 景観審議会・景観計画とは

■恵那市の目指す景観像

山、農地、里、まちのつながりを大切にし、
そこでの人々の暮らしが見える風景

■基本方針

1. 本市を取り囲む山への眺望・緑豊かな森林景観を生かす
2. 本市の景観の”地”となっている美しい農村景観（田園景観）を守る
3. 里やまちでの人々の暮らしが息づく身の回りの”生活景”を大切にする
4. 地域の”まとまり感”を大切にし、互いを惹き立てるようそれぞれの地域の魅力を磨く
5. 各地域をつなぐ動線や河川の景観を良好に維持・形成する

■基本方針の例

1. 森林景観



例：恵那峡越しの笠置山

2. 農村景観（田園景観）



例：岩村町富田地区の農村景観

3. 生活景



例：岩村町本通りの歴史的町並み

4. 地域のまとまり感



例：地形に基づく”まとまり感”が強い岩村町

5. 地域をつなぐ動線・河川



例：矢作川に合流する上村川

1. 景観審議会・景観計画とは

■良好な景観の形成を図るための基準

- 景観に大きな影響を与える**一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う場合**、および**建築物・工作物の外観に本計画で定める特定の色彩を用いる場合には**、行為の着手前に計画内容に関する届出を行ってもらい、「景観形成基準」に適合するよう規制・誘導を図る。



※恵那市景観計画（H24.3策定）から抜粋

■届出を要する行為

- 建築物の新築、増改築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 工作物（看板・塀など）新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 面積が1,000 m²以上の開発行為
- 面積が1,000m²以上の土石の採取等における土地の形質の変更
- 500m²以上の屋外における土砂・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積

2. 第14回景観審議会 会議録確認

(1) 主要な意見及び市の見解

	意見の内容	対応策・見解
1	<p>太陽光パネルのフレームの色彩についても、パネル部分と同色か黒色又は濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。</p> <p>意見：無地のアルミフレームが主要製品になるため、多くの申請が不適合になる可能性がある。</p>	<p>対応策：フレームが目立たないように工夫を施す内容へと変更。</p> <p>「主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる傾斜面に設置する場合は、太陽光パネルのフレームの色彩は、できるだけパネル部分と同等のものとし、低反射のものを使用する等の工夫を施すものとすること。」（資料1：11ページ、資料2）</p>
2	<p>附属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。</p> <p>意見：附属設備における、「明度」の記載の検討。</p>	<p>対応策：白など自然の中で目立つ高明度色を避ける内容を追加。</p> <p>附属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、白などの高明度を避け、かつ低彩度すること。（資料1：11ページ、資料2）</p>
3	<p>意見：地域別景観計画の策定に対して地域の意見は？</p>	<p>3月14日に地域自治区会長会議で景観計画にかかるアンケートを各会長に実施。→景観によるまちづくりや地域別景観計画の策定にニーズがあることを確認。</p>
4	<p>運用指針案における</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する土地の所有者が異なる場合、設備の間に樹木や道路がある場合なども、一体の土地と判断し、事業面積を取る。 隣接する土地に既設の太陽光発電設備がある場合も一体の土地と判断し、事業面積を取る。 <p>意見：隣接や一体に対しての理由・根拠付けが無い。</p>	<p>対応策：事業面積の取り方については、「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例」における事業区域面積の算定方法を準用する。ただし、設備の事業者等が異なる場合においても、「一体の事業の土地の区域」として扱う。（資料3：8ページ）</p>

2. 第14回景観審議会 会議録確認

【明度、彩度の違い】

- 明度：色の明るさの事。高ければ白に近づき、低ければ黒に近づく。
- 彩度：色の鮮やかさの事。高ければ「原色な色」となり、低ければ「白、黒、灰色などの無彩色」となる。



2. 第14回景観審議会 会議録確認

【太陽光条例における面積の算定方法】

- 条例第2条第3号

事業区域：太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域並びに当該事業と一体の事業の土地の区域及び当該事業区域と一体利用される土地の区域をいう。

- 施行規則第1条の2第2号

一体の事業の土地の区域：太陽光発電設備設置事業における事業者等が一致する場合の区域
(例：事業者、設計者、過去3年以内の土地所有者)

- 施行規則第1条の2第3号

一体利用される土地の区域：太陽光発電設備設置事業と一体的に利用される施設
(例：採光目的で伐採をする区域、調整池、発電設備)

- 隣接する土地とみなす場合

(例：事業区域から20メートル未満の距離、同一地番、工事車両が往来できる)

3. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

(1) 概要

行為の種類		行為の規模・内容	
②工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	規模基準	高さ15m以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが2mかつ見附面積が50㎡を超えるもの
	ただし、工事に必要な仮設のものは除く。	色彩基準	建築物の建築等と同様 (建築物を工作物と読み替える)
	太陽光発電設備(※1)の新設、増築、改築若しくは外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	規模基準	高さ(※2)15m以上又は事業面積が1,000㎡以上のもの

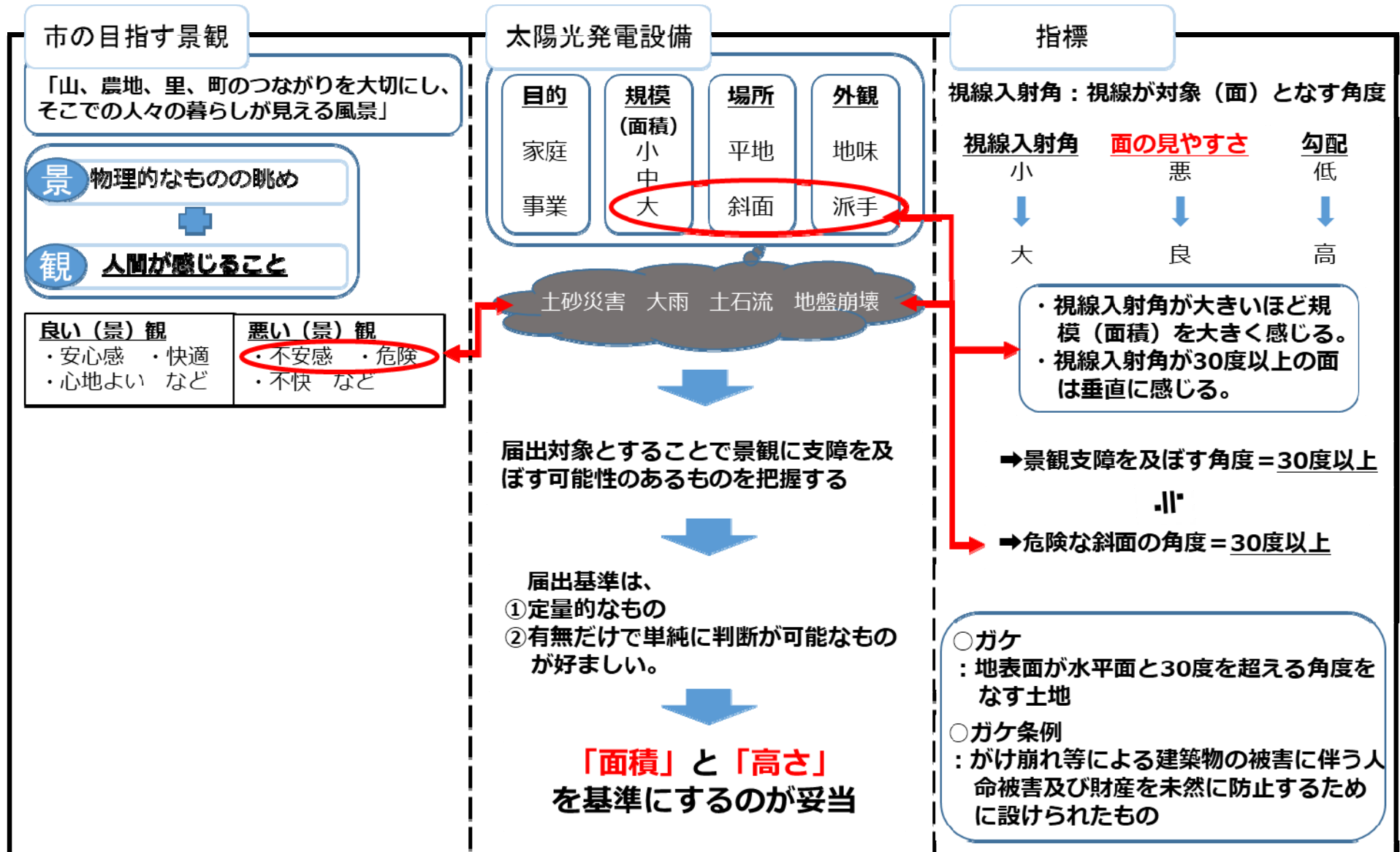
※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。(自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。)

※2 斜面に連続して設置する場合、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までを高さとする。また、斜面に増設する場合には、既設の太陽光パネル及び架台を含めた高さとする。

3. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

(2) 理由・解説

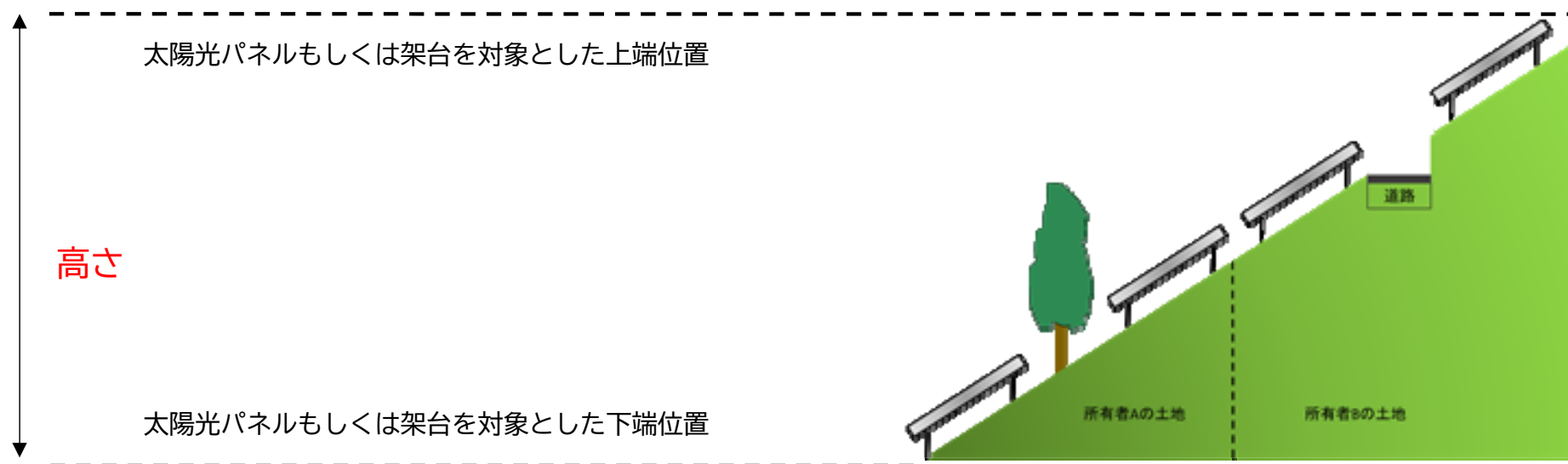
① 高さ基準の必要性 (第13回景観審議会資料抜粋)



3. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

(2) 理由・解説

② 斜面における高さの算定方法

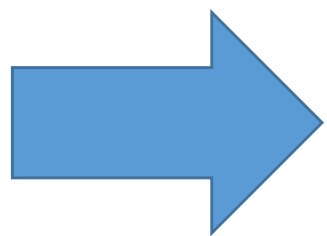


不安感・危機感を煽るような太陽光発電設備を規制するのであれば、工作物と同様の高さの取り方をするよりも **下端から上端までを高さとする方が有効**

3. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

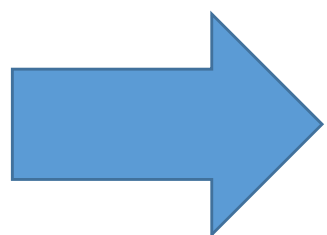
(3) 実効性の確保

① 立面図及び高さの算定資料等の提出義務化



高さの根拠資料を求めることで、担当職員が変わっても**定量的に判断が可能**。また、市民の方も理解しやすい。

② 周知チラシの作成・HPの公開



広く市民や事業者の方に周知することで、法的規制があることを**認識させる**。
景観そのものを**認識する機会**とする。

4. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(1) 概要

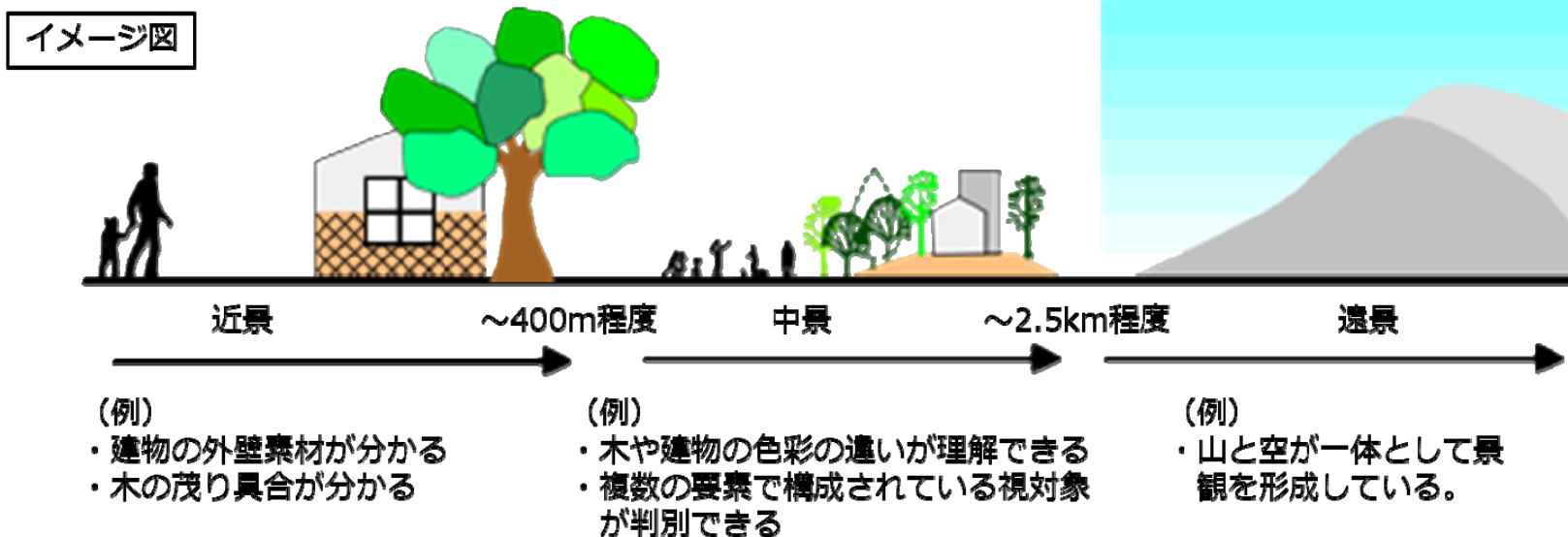
区分	主な基準の内容
配置	<ul style="list-style-type: none">➤ 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えること。➤ 文化財、別荘地、野外レクリエーション地等との近接を避けること。もしくは、樹木等による緩衝帯を設けること。
高さ	<ul style="list-style-type: none">➤ 15m未満（斜面に設置する場合、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までを高さとする）
意匠形態	<ul style="list-style-type: none">➤ 太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用すること。➤ 太陽光パネルの模様が目立たないものを使用すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">➤ 太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩を使用し、黒色、濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。➤ 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる傾斜面に設置する場合は、太陽光パネルのフレームは、できるだけパネル部分と同系統の色とし、低反射のものを使用する等の工夫を施すものとする。➤ 附属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、白などの高明度色を避け、かつ低彩度色で統一すること。
緑化目隠し	<ul style="list-style-type: none">➤ 樹木の伐採は、必要最小限とすること。➤ 交通量の多い道路等から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置すること。➤ 目隠しとなる植栽及び塀を施す場合は周辺との調和、連続性に配慮したものとする。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努めること。➤ 事業終了後には、適切に撤去及び処分を行うこと。

4. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(2) 理由・解説

①「配置」、「形態」、「意匠」、「色彩」の必要性 (第13回景観審議会資料抜粋)
 →建築物や工作物を作る行為における景観形成基準に設けられており、基本的な景観配慮項目と位置付けられているため。

配慮項目		重要性		
		近景	中景	遠景
配置	施設をどこに置くかということ。景観の基本的な構造を決める項目		○	○
形態	視対象となる要素のアウトラインで形成される項目	○	○	○
意匠	文化や歴史を感じさせ、視対象の機能を表現する項目	○	○	
色彩	視対象を周囲と区別する機能や、周囲との調和をもたらす機能、美しさ、賑わいを演出する機能を持つ項目	○	○	

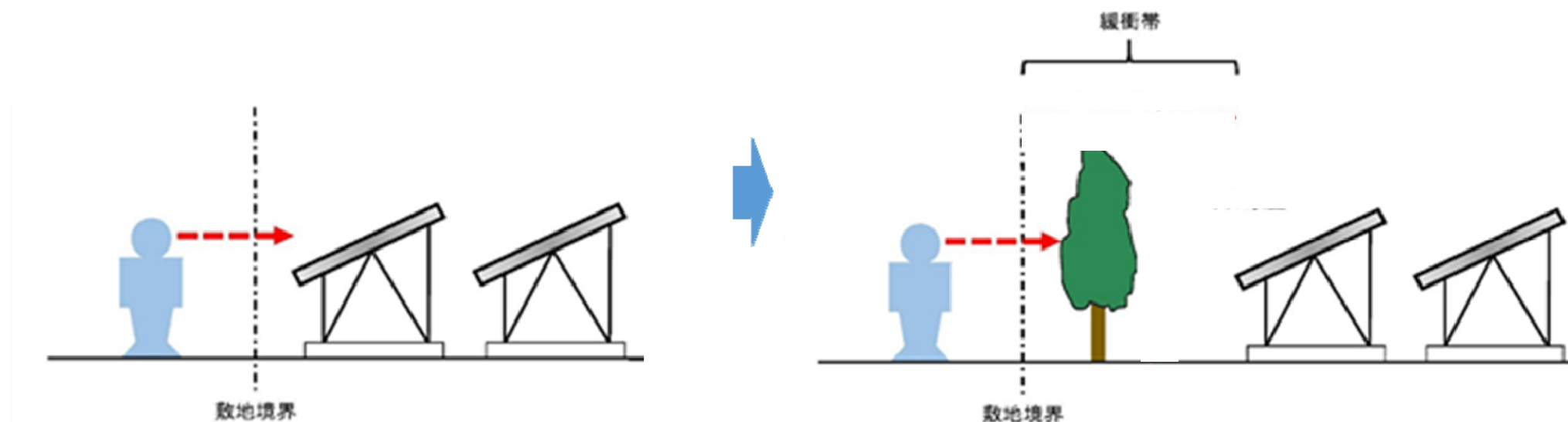


4. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(2) 理由・解説

- ② 「緑化・目隠し」・「維持管理」の必要性 (第13回景観審議会資料抜粋)
→ 景観に悪影響を与える原因である圧迫感を軽減し、時間経過による景観の悪化を防ぐため。

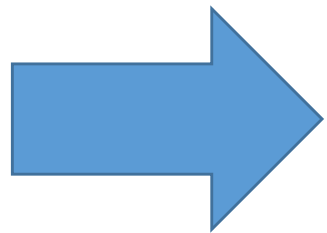
イメージ図



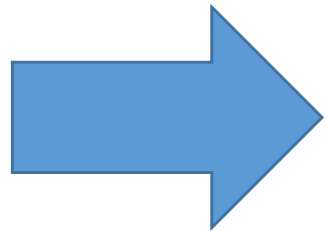
4. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(3) 実効性の確保

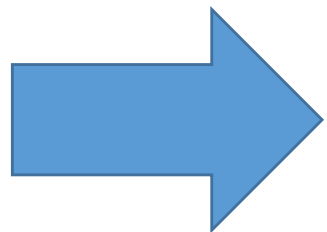
恵那市景観計画運用指針



景観への配慮の**定量化**は**困難**
設置する地形によって**さまざまなケース**が想定される



対応策の**例示**が必要

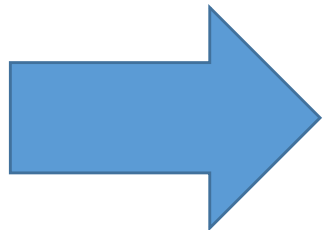


恵那市景観計画運用指針に太陽光発電設備への対応策を例示することで基準の内容を**補完**

4. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(3) 実効性の確保

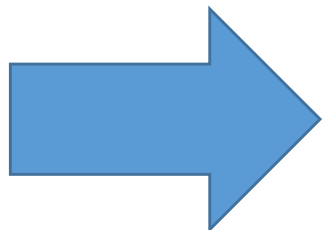
① 運用指針の作成



事業者へ**助言・指導を行う際の根拠**となり、
景観形成の効果が期待できる。

資料②: 恵那市景観計画運用指針 案 参照

② チェックシートの作成及び提出の義務化



事業者に景観への配慮を意識させることができ、
実際に行う配慮を**確認**できる。

別紙: 景観配慮チェックシート 案 参照

5. その他更新箇所について

(1) 景観重要建造物 恵那市告示第134号 平成27年11月1日指定



第1号 日本大正村役場（旧明智町役場）



第3号 旧飯地公民館（五毛座）



第2号 旧市役所飯地事務所庁舎

5. その他更新箇所について

(2) 景観重要樹木 恵那市告示第108号 平成28年6月1日指定



第1号 甚平坂のハナノキ

第2号 下ヶ淵のカエデ



5. その他更新箇所について

(3) 補足：景観重要建造物・景観重要樹木の補助について

項目	内容
対象事業	景観重要建造物の外観に係る修景（構造耐力上主要な部分の修理を含む。） 景観重要樹木の保存に要する剪定、枝処理又は治療
対象者	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者 特別な事情により所有者に代わって専ら当該景観重要建造物等の管理の責に任ずべき者として当該所有者から選任された者
対象経費	対象事業に要する経費

区分	助成金の額	助成金の上限額
景観重要建造物	補助対象経費の2分の1以内の額	100万円（1物件あたり10年間で100万円を上限とする。）
景観重要樹木	補助対象経費の2分の1以内の額	3万円（1回／年）